# 資料

## １　東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

（平成二十六年板橋区条例第２３号）

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　いじめ　子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

⑵　子ども　区内に所在する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する保育所（以下この号において「学校等」という。）に在籍又は入所（以下この号において「在籍等」という。）をしている幼児、児童又は生徒（以下この号において「生徒等」という。）並びに区内に在住し、区外に所在する学校等に在籍等をしている生徒等及び区内に在住し、学校等に在籍等をしていない満１９歳に満たない者のうち、満４歳以上の者をいう。

⑶　保護者　子どもに対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）をいう。

⑷　学校　東京都板橋区立学校設置条例（昭和３０年板橋区条例第９号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに東京都板橋区立幼稚園条例（昭和４６年板橋区条例第２７号）別表に掲げる幼稚園（以下「幼稚園」という。）並びに東京都

板橋区立保育所条例（昭和３６年板橋区条例第１５号）別表第１に掲げる保育所（以下「保育所」という。）をいう。

⑸　区民　区内に在住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者（第２号に規定する子どもを除く。）をいう。

⑹　関係機関等　区内のいじめの未然防止等に関係する機関、団体及び事業者をいう。

（基本理念）

第３条　区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

２　区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。

３　区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

（区の責務）

第４条　区は、法第３条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、区民及び関係機関等と相互に
連携等をし、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

２　区は、学校、保護者、区民及び関係機関等に対し、その責務及びいじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめの未然防止等の重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

３　区は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成２５年板橋区条例第４４号）第１条に規定するあいキッズ（第１０条第３項において「あいキッズ」という。）その他の子どもに係る事業を実施するに当たり、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

（学校の責務）

第５条　学校は、基本理念にのっとり、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、学校の教職員及び保育士等のいじめの未然防止等に関する能力の向上並びに教職員及び保育士等相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。

（保護者の責務）

第６条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にするように、子どもを養

育するよう努めるものとする。

３　保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（区民及び関係機関等の役割）

第７条　区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２　区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第８条　区は、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（板橋区いじめ防止対策基本方針の策定）

第９条　区は、法第１２条に基づき、区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（第１１条第４項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

（学校いじめ防止対策基本方針の策定等）

第１０条　学校（保育所を除く。）は、法第１３条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

２　保育所は、当該保育所におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

３　区は、あいキッズにおけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

（板橋区いじめ問題対策連絡協議会等の設置）

第１１条　区は、法第１４条第１項に基づき、いじめの未然防止等に関する関係機関等の連携等を図るため、学校、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、区内の警察署その他の関係機関等により構成される板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

２　連絡協議会は、活動状況等を定期的に区民に報告するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

４　前３項の規定を踏まえ、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携等の下に、基本方針に基づく区におけるいじめの未然防止等のための対策を実効的に行うため、学校、関係機関等により構成される板橋区いじめ問題専門委員会（次項において「専門委員会」という。）を、法第１４条第３項に規定する付属機関として、教育委員会に置く。

５　前項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（関係機関等との連携等）

第１２条　区は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの未然防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関等の連携等の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策の推進）

第１３条　区は、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

⑴　学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する施策

⑵　学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子ども及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめの未然防止等をするために必要な教育及び啓発活動

⑶　前２号に掲げるもののほか、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するために必要な施策

（重大事態への対処）

第１４条　区及び学校は、学校において法第２８条第１項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

２　前項の組織に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第１５条　区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設置して調査を行う等の方法により、前条第１項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

２　前項の付属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## ２　板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則

（東京都板橋区規則第５０号）

（目的）

第１条　この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成２６年板橋区条例第２３号。以下「条例」という。）第１１条第１項の規定に基づき、板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　連絡協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び調査する。

⑴　条例第２条第２号に規定する子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策の推進に関する事項

⑵　条例第２条第５号に規定する区民及び同第６号に規定する関係機関等（以下、「関係機関等」という。）に関する事項

⑶　その他いじめの未然防止等のための対策の推進に必要な事項

（構成）

第３条　連絡協議会は、会長及び委員をもって構成する。

２　会長は、区長をもって充てる。

３　委員は次に掲げる者の中から、区長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験者

⑵　医療関係者

⑶　法曹関係者

⑷　学校関係者

⑸　保護者代表者

⑹　地域代表者

⑺　関係機関等の職員

⑻　区職員

４　前項の委員の総数は、４０人以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　会長は、連絡協議会を代表し、会議を主宰する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第６条　連絡協議会は、会長が招集する。

２　連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（調査部会）

第７条　区長は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合又は区長が必要があると認めるときは、連絡協議会に調査部会を置き、条例第１５条第１項に規定する調査を行うことができる。

２　調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員のうちから、会長が指名する３人以上をもって組織する。

３　調査部会に部会長を置き、委員のうちから、会長がこれを指名する。

４　部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を区長に報告する。

（庶務）

第８条　連絡協議会の庶務は、総務部総務課及び教育委員会事務局庶務課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

## ３　板橋区いじめ問題専門委員会規則

（板橋区教育委員会規則第８号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成２６年板橋区条例第２３号。以下「条例」という。）第１１条第４項の規定に基づき、板橋区いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　専門委員会は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第２条第２項に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の推進について、審議する。

２　専門委員会は、教育委員会及び条例第２条第４項に定める学校（以下「学校」という。）のいじめの未然防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。

３　専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、条例第１４条に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第３条　専門委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

⑴　学識経験者

⑵　法律、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者

⑶　学校関係者

⑷　保護者代表

⑸　関係機関の職員

⑹　区関係職員

２　前項の委員の総数は、２０人以内とする。

（委員の任期）

第４条　専門委員会の委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第５条　専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する

委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第６条　専門委員会は、委員長が招集する。

２　専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　専門委員会が第２条第３項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

（意見等聴取）

第７条　専門委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

（専門調査員）

第８条　専門委員会は、必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

（秘密の保持）

第９条　委員及び専門調査員は、第６条第４項の規定により公開しないこととされた専門委員会その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１０条　専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

付　則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

## ４　いじめ防止対策推進法

〔平成二十五年六月二十八日号外法律第七十一号〕
〔文部科学大臣署名〕

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条　国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章　いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条　文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

３　前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章　基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第十五条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ず

るものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

３　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通

信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で

争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条　学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条　校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条　市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条　地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

４　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条　学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4　前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4　前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5　第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市

町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章　雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条　学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条　高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条　いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附　則〔平成二六年六月二〇日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第二十二条の規定　公布の日

二・三　〔略〕

（政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。